

水産庁

養殖向け融資円滑化へ指針

金融機関が事業評価しやすく

水産庁は28日、養殖業成長産業化の取り組みの一環として、金融機関が養殖業の経営実態を評価するための「養殖事業性評価ガイドライン」を策定した。餌代や魚価変動、自然災害のリスクなど養殖業の特性を踏まえて作成。経営を見え

る化し、金融機関が事業性を評価しやすくなることと、融資の円滑化を図る。ガイドラインには海面養殖魚について評価ポイントを記載しており、今後は「貝類や藻類などの他の種類についても展開したい」（水産庁）と

養殖業成長産業化に向け、水産庁はこれまで魚類養殖業に事業性評価を導入するためのガイドラインの作成を進めてきた。魚類養殖業は事業期間が複数年にまたがり事業内容の評価が難しい。代金回収までに多額の運転資金が必要だが「金融

機関にとって従来の評価方法では適切に評価することが難しく資金需要に応えにくい状況」（同）だった。

この状況を踏まえ、ガイドラインでは養殖業の特徴や金融事情、食の安全・環境配慮などの基本的留意点を述べ、市場動

向、経営事業継続力、販売力、動産価値、品質生産管理、リスク管理・対策の6つの事業性評価の項目と評価方法を提示。この評価項目を踏まえた「養殖業のビジネス評価書」の作り方を示し、養殖経営体の事業性の見える化を促す。

魚種ごとの評価ポイントとしてブリ類、マダイについて解説。いずれも稚魚から成魚になるまでの歩留まりが使用する種苗やワクチンの投与状況によって異なるため、よく確認することが重要なことなどを記した。